

おきぎんカードローン「チェック」規定（当座貸越規定）

私は、SMBCコンシューマーファイナンス株式会社（以下「保証会社」という）の保証に基づく、株式会社沖縄銀行（以下「貴行」という）との当座貸越取引（以下「本取引」という）について、次のとおり各条項を約定します。

第1条（資金使途）

私は、貸付金を事業の用に供するものではないことを確約します。

第2条（口座開設）

1. 本取引は貴行本支店のうちいずれか1カ店に当座貸越専用口座を開設することにより行うものとします。
2. 貴行は本取引に使用するためローンカード（以下「カード」という）を発行するものとします。

第3条（取引方法）

1. 本取引はカードおよび現金自動預入支払機（以下「ATM」という）、現金自動支払機（以下「CD」という）を利用する当座貸越とします。
2. 本取引は、第6条（借入方法）、第8条（約定返済方法）および第11条（随時返済）に定める方法による当座貸越金の入出金によるものとし、小切手・手形の振出しあるいは引受け、公共料金等の自動支払いは行わないものとします。
3. カードおよびATM・CDの取扱いについては、別に定める「おきぎんキャッシュカードサービス規定」によるものとします。

第4条（取引期限等）

1. 私が本取引により当座貸越を受けられる期限（以下「取引期限」という）は、本契約の締結の日から1年後の応当日が属する月の末日とします。ただし、この期限の前日までに私または貴行から契約を延長しない旨の申し出がない場合には、この期限はさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
2. 取引期限の前日までに私または貴行から期限を延長しない旨の申し出がなされた場合は次のとおりとします。
 - ①私は、カードを貴行へ返却するものとします。
 - ②私は、取引期限到来日の翌日以降本取引による当座貸越は受けられません。
 - ③貸越元金・貸越金利息・損害金等（以下「貸越元利金等」という）は、この規定の各条項に従って返済し、貸越元利金等が完済された日に本取引は自動的に解約され

るものとしします。

④取引期限に貸越元利金等がない場合は、この期限到来日の翌日に本取引は自動的に解約されるものとしします。

3. 前1項にかかわらず、取引期限は、私の満70歳の誕生日以降に到来する取引期限をもって満了するものとし、取引期限の延長は行わないことをあらかじめ同意します。その後の手続きは前項と同様としします。

第5条（利用限度額）

1. 私は、利用限度額の範囲で繰り返し当座貸越による借入が受けられます。

2. 貴行および保証会社は、私の信用状況に関する調査により、貸越極度額を上限として利用限度額を定めるものとしします。

3. 前項の利用限度額を超えて貴行が貸越をした場合にも、本契約が適用されるものとしします。この場合、貴行から請求があり次第、私は直ちに利用限度額を超える金額を支払うものとしします。

4. 私について、次の各号のいずれかに該当する場合、貴行および保証会社は利用限度額を減額（利用限度額を0にすることを含む）することができるものとしします。

①本契約に違反したとき、または債務不履行があったとき

②私の信用状況に関する貴行および保証会社の審査により、減額が相当と認められたとき

5. 前項により利用限度額の減額を行った後に、私の信用状況に関する貴行および保証会社の審査により相当と認められた場合には、貴行および保証会社は減額の範囲内で利用限度額を増額することができるものとしします。

第6条（借入方法）

1. 借入方法は、貴行のATM・CDもしくは貴行が提携する企業または金融機関・郵貯のATM・CDからの引出し、あるいはその他貴行が認めた方法によるものとしします。

2. 前項にかかわらず、貴行が特に承認した場合に限り、貴行所定の払戻請求書により借入を行うものとしします。取扱方法は氏名、金額を記入し、届出印を押印する方法のほか、貴行の定めるところによります。

第7条（利息・損害金等）

1. 本取引の貸越利率（保証会社の保証料を含む年率）は、貴行店頭に表示している利率を適用するものとしします。

2. 本取引による貸越金利息（保証会社の保証料相当額を含む）は、付利単位を100円、付利最低残高を1,000円とし、毎月7日（貴行の休日の場合はその翌営業日）に

前1カ月分を貴行所定の計算方法により計算のうえ、貸越元金に組入れるものとします。

3. 前項の組入れにより利用限度額を超える場合には、貴行から請求があり次第、私は直ちに利用限度額を超える金額を返済するものとします。

4. 貴行に対する債務を履行しなかった場合の遅延損害金の割合は、年19.8%（年365日の日割計算）とするものとします。

5. 前1項の貸越利率ならびに前4項の損害金の割合は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、貴行は利率および損害金の割合を本規定の定めるところに従い一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。この変更の内容はあらかじめ貴行の店頭に表示するものとします。

第8条（約定返済方法）

1. 本取引に基づく毎月の当座貸越金の返済（以下「約定返済」という）は、私が次の各号のいずれかの方法を選択して貴行に届出た方法によるものとします。

①貴行のATMもしくは貴行が提携する企業または金融機関・郵貯のATMのうち貴行が利用を認めたATMから当座貸越専用口座へ入金する方法、および私が直接貴行の店頭でカードを提示して当座貸越専用口座へ入金する方法（以下「ATM・店頭入金タイプ」という）

②私があらかじめ指定した私の貴行預金口座からの口座振替により当座貸越専用口座へ入金する方法（以下「口座振替タイプ」という）

2. 前項にかかわらず、約定返済はその他貴行が認めた方法により行うことができるものとします。

第9条（約定返済）

1. 約定返済は、毎月7日（貴行の休日の場合はその翌営業日、以下「約定返済日」という）に、当該約定返済日の属する月の前月の25日現在の貸越残高に応じて、次のとおり返済を行うものとします。ただし、約定返済方法がATM・店頭入金タイプの場合は、各回の約定返済額は最小の金額であり、それを超える金額の返済も随時行うことができるものとします

前月25日のご利用残高	約定返済額
2千円未満	前月25日のご利用残高
2千円以上 10万円以下	2千円
10万円超 20万円以下	4千円
20万円超 30万円以下	5千円

30万円超 40万円以下	8千円
40万円超 50万円以下	10千円
50万円超 70万円以下	14千円
70万円超 100万円以下	15千円
100万円超 200万円以下	30千円
200万円超 300万円以下	40千円
300万円超 400万円以下	50千円
400万円超 500万円以下	60千円

2. 前項にかかわらず、約定返済方法がATM・店頭入金タイプでかつ前月25日の貸越残高2千円未満の場合は、約定返済額は前月25日の貸越残高の百円位を切り捨てた千円単位の金額となります。
3. 前1項にかかわらず、約定返済時点における貸越残高が約定返済額に満たない場合は、約定返済時点における貸越残高の全額を返済するものとします。ただし、約定返済方法がATM・店頭入金タイプの場合、約定返済額は約定返済時点における貸越残高の百円位を切り捨てた千円単位の金額となります。
4. 私が約定返済方法について口座振替タイプを選択した場合は、約定返済日に約定返済額を口座振替により返済し、次回約定返済日を更新するものとします。
5. 私が約定返済方法についてATM・店頭入金タイプを選択した場合は、約定返済日前に約定返済ができるものとします。ただし、前月26日から約定返済日迄に入金した合計額が約定返済額を上回った場合に次回約定返済日は更新されるものとし、約定返済日翌日から当月25日までの入金については、第11条の随時返済とみなし次回約定返済日は更新されません。

第10条（自動引落し）

1. 私が約定返済方法について口座振替タイプを選択した場合は、約定返済は自動引落しの方法によることとし、あらかじめ貴行に届出た返済用預金口座に毎月約定返済日前日迄に約定返済額相当分を預入れるものとします。貴行は約定返済日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書によらず引落しのうえ、約定返済にあてるものとします。ただし、返済用預金口座の残高が約定返済額に満たない場合は、貴行はその一部にあてる取扱いは行わないものとします。
2. 返済用預金口座への預入れが遅延した場合には、預入れ後いつでも貴行は前項と同様の処理ができるものとします。
3. その他諸経費については私が負担し、貴行所定の日、方法により返済用預金口座又は当座貸越専用口座から通帳及び払戻請求書なしで引落しのうえ支払にあてる

ものとしします。

4. 私は、本取引の継続中は返済用預金口座を解約することはできないものとしします。

第11条（随時返済）

1. 私は、第9条の約定返済のほか、随時に任意の金額を返済（以下「随時返済」という）することができるものとしします。

2. 随時返済は、第10条の自動引落としによらず、次の各号のいずれかの方法により行うものとしします。

①貴行のATMもしくは貴行が提携する企業または金融機関のATMのうち貴行が利用を認めたATMから当座貸越専用口座へ入金する方法

②私が直接貴行の店頭でカードを提示して当座貸越専用口座へ入金する方法

③その他貴行が認めた方法

3. 随時返済を行った場合においても、第9条に定める約定返済は規定どおり行うものとしします。

第12条（期限前の全額返済義務）

1. 私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、貴行からの通知、催告等がなくとも本取引による貸越元利金等の全額について期限が到来するものとし、私は直ちに貸越元利金等の全額を支払うものとしします。

①第9条および第10条に定める返済を遅延し、相当な期間を定めてその支払いを書面等で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき

②保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき

③支払いの停止または破産、民事再生手続の申立てがあったとき、または申立て予定であることを貴行が知ったとき

④手形交換所の取引停止処分を受けたとき

⑤私の貴行に対する預金その他の債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が送付されたとき

⑥住所変更の届出を怠るなど、私の責めに帰すべき事由によって貴行において私の所在が不明となったとき

2. 私は次の各号の事由が一つでも生じた場合には、貴行からの請求があり次第、本取引による貸越元利金等の全額について期限が到来するものとし、直ちに貸越元利金等の全額を支払うものとしします。

①私が貴行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき

②私が貴行との取引約定の一つにでも違反したとき

③本取引に関し私が貴行に虚偽の資料提供または報告をしたとき

④前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき

第13条（貸越の中止）

1. 第9条および第10条に定める返済が遅延している場合、または前条により本取引による一切の債務につき 期限の利益を失った場合には、私は新たな当座貸越を受けることができないものとします。
2. 前項のほか金融情勢の変化、債権の保全その他相当の事由がある場合は、貴行はいつでも新たな当座貸越を中止することができるものとします。

第14条（解約）

1. 私はいつでも本取引を解約することができるものとします。この場合、私は貴行所定の書面により貴行に通知するものとします。
2. 第12条の各項の事由がある場合、または金融情勢の変化、債権の保全その他相当の事由がある場合は、貴行はいつでも本取引を解約することができるものとします。
3. 本取引が、貴行の定めによる一定期間の利用がなく、かつ貸越残高が一定の金額を超えることがない場合には、貴行は本取引を停止し、解約することができるものとします。
4. 私から貴行に届出のあった住所にあててカード等を発送したにもかかわらず延着しまたは到達しなかった場合には、貴行は本取引を解約できるものとします。
5. 前1項から前4項により本取引が解約された場合は、私は直ちにカードを返却し、本取引による貸越元利金等の全額を直ちに返済するものとします。

第15条（貴行からの相殺）

1. 私が本取引による債務を履行しなければならない場合には、貴行はその債務と私の預金その他貴行に対する債権とを、その債務の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺できるものとします。
2. 前項の相殺ができる場合には、貴行は事前の通知および所定の手続を省略し、私にかわり預金その他の諸預り金を払戻し、本取引による債務の返済に充当することができるものとします。
3. 前1項および前2項により相殺する場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を貴行における計算実行の日までとし、預金等の利率については貴行の預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず、約定利率により1年を365日とし、日割で計算するものとします。

第16条（私からの相殺）

1. 私は、支払期にある私の預金その他貴行に対する債権と本取引による私の債務とを相殺することができるものとします。
2. 前項により相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他の債権の証書・通帳は届出印を押印した貴行所定の払戻請求書等と共に直ちに貴行に提出するものとします。
3. 前1項により私が相殺した場合における債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を貴行における計算実行の日までとし、預金等の利率については貴行の預金規定等の定めによります。

第17条（債務の返済等にあてる順序）

1. 返済または第15条により貴行から相殺する場合、私の貴行に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、貴行が適当と認める順序、方法により充当することができ、私はその充当に対して異議を述べることはできないものとします。
2. 第16条により私から相殺する場合、私の貴行に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、私の指定する順序、方法により充当することができるものとします。
3. 私が前項により指定をしなかったときは、貴行が適当と認める順序、方法により充当することができるものとし、私はその充当に対しては異議を述べることはできないものとします。
4. 前2項の私の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、貴行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の有無、軽重、処分の難易、返済期の長短などを考慮して、貴行の指定する順序、方法により充当することができるものとします。
5. 前3項および前4項により貴行が充当する場合には、私の期限未到来の債務については期限が到来したのものとして、貴行はその順序、方法を指定することができるものとします。

第18条（危険負担、免責条項、費用負担）

1. 私が貴行に差入れた契約書等が、事変、災害等やむを得ない事情によって紛失、滅失または損傷した場合には、貴行の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を返済するものとします。なお、この場合、私は貴行からの請求があれば直ちに代りの契約書等を差入れるものとします。
2. 貴行が本取引にかかわる書類等に使用された印影（または署名、暗証）を私の届出た印鑑（または署名、暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱ったときは、それらの書類、印章等について偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については貴行は責任を負わないものとします。
3. 本取引に関して、権利の行使または保全、または担保の取立てもしくは処分に要

した費用は私が負担するものとします。

第19条(届出事項の変更)

1. 私は氏名、住所、印章、電話番号、勤務先(職業)、その他の貴行に届出た事項に変更があったときは、直ちに書面により貴行に届出るものとします。
2. 私が前項の届出を怠ったため、貴行が私から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送したにもかかわらず、延着しまたは到着しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとします。また、私の責めにより、配達された郵便物等が受領されないなどの場合も同様とします。

第20条(報告および調査)

1. 貴行が債権保全上必要と認めて、財産、債務、経営、業況、収入および本取引による貸越金の使途等について請求した場合、私は直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
2. 私は、財産、債務、経営、業況、収入等について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがあるときは、貴行に直ちに報告するものとします。

第21条(債権譲渡)

私は、貴行が本取引に基づく債権を他の金融機関等に譲渡(信託を含む)する場合のあることをあらかじめ承諾するものとします。

第22条(合意管轄)

本取引に関して訴訟、調停、和解その他の紛争解決の必要が生じた場合には、私は貴行本店を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第23条(管理・回収業務の委託)

貴行は、私に対して有する債権の管理・回収業務を「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収専門会社に対して委託する場合のあることをあらかじめ承諾するものとします。

第24条(信用情報センターへの登録)

1. 私は、本取引に関する利用限度額、契約日、取引期間等の借入内容にかかる客観的事実について、取引期間中および本取引による債務を全額返済した日から5年間、銀行協会の運営する個人信用情報センターに登録され、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員が自己の取引上の判断の

ために利用することに同意します。

2. 私は、次の各号の事実が発生したときは、その事実について、各号に定める期間、前項と同様に登録され、利用されることに同意します。

①本取引による債務の返済を遅延したときおよびその遅延分を返済したときは、遅延等の発生日から5年を超えない期間

②本取引による債務について保証会社など第三者から、貴行が支払を受け、または相殺、もしくは担保権実行などの強制回収手続により貴行が回収したときは、その事実発生日から5年を超えない期間

【銀行が加盟する信用情報機関】

- ・ 全国銀行個人信用情報センター

Tel 03-3214-5020 <http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

- ・ 株式会社日本信用情報機構

Tel 0570-055-955 <http://www.jicc.co.jp/>

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約の種類、契約日、商品名、契約額、支払回数、利用残高、月々の支払状況等の情報が上記の信用情報機関に登録されます（登録内容は契約の種類により異なります）。

第25条（個人情報の利用）

私は、本取引に基づく信用情報ならびに当座貸越入出金利用情報（以下「個人情報」という）の収集、利用、提供に関し、次の各号について同意するものとします。

①貴行が個人情報を本人確認または本取引上の判断等の業務上必要な範囲で利用すること

②私への商品、サービスの案内のために利用すること

③貴行が業務の処理を委託した企業に、その委託業務に必要な範囲で個人情報の取扱いをさせること

第26条（反社会的勢力の排除）

1. 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

3. 私が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は貴行から請求があり次第、貴行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

4. 前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合にも、貴行になんらの請求をしません。また、貴行に損害が生じたときは、私はその責任を負います。

5. 第3項の規定により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

第27条(契約内容の変更)

1. 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化及びその他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

2. 前項による本契約の内容の変更は、変更を行う旨及び変更後の条項の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示または当行のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。

3. 前二項による変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

保 証 委 託 約 款

私は、次の各条項に同意のうえ、株式会社沖縄銀行（以下「銀行」という。）との、おきぎんカードローン「チェック」規定（当座貸越規定）（以下「ローン契約」という。）に基づき私が銀行に対し負担する債務について、保証委託者としてSMBCコンシューマーファイナンス株式会社（以下「保証会社」という。）に保証を委託します。

第1条（保証委託）

1. 本約款に基づく契約（以下「本保証委託契約」という。）は、保証委託者からの申込みを保証会社が承諾したときに成立するものとします。
2. 保証委託者が保証会社に保証を委託する債務（以下「被保証債務」という。）の範囲は、ローン契約に基づき保証委託者が銀行に対し負担する借入金、利息、損害金その他一切の債務とし、ローン契約の内容が変更されたときは、本保証委託契約の内容も当然に変更されるものとします。
3. 本保証委託契約の有効期間は、ローン契約の有効期間と同一とし、ローン契約の有効期間が延長されたときは、当然に本保証委託契約の有効期間も延長されるものとします。

第2条（保証会社による保証）

保証会社による保証は、保証会社が保証することを適当と認め、保証を行うこととの決定をした後、ローン契約が有効に成立したときに効力が生じるものとします。

第3条（債務の弁済等）

保証委託者は、ローン契約の各条項を遵守し、弁済期日には元利金共に遅滞なく支払い、保証会社に一切負担をかけないものとします。

第4条（代位弁済）

1. 保証会社が銀行から代位弁済を求められた場合、保証委託者が銀行からの請求に対抗できる事由があることをあらかじめ保証会社に対して通知していた場合を除き、保証会社は、保証委託者に対する通知、催告を要せず、銀行に対し被保証債務の全部または一部を弁済することができるものとします。
2. 保証会社が銀行に代位弁済した場合、銀行が保証委託者に対して有していたローン契約に基づく一切の権利が保証会社に承継されるものとします。
3. 前項により保証会社が承継した権利を行使する場合、ローン契約および本保証委託契約の各条項が適用されるものとします。

第5条（求償権の範囲）

前条により保証会社が銀行に代位弁済した場合、保証委託者は、次の各号に定める諸費用等について弁済の責めを負い、その合計額を直ちに保証会社に支払うものとします。

- ①前条により保証会社が代位弁済した額
- ②保証会社が代位弁済のために要した費用の額
- ③前二号の金額に対する保証会社が代位弁済した日の翌日から求償債務の履行が完了する日までの年14.6%（年365日の日割計算。ただし、うるう年の場合は年366日の日割計算）の割合による遅延損害金の額
- ④保証会社が保証委託者に対し、前各号の金額を請求するために要した費用の額

第6条（求償権の事前行使）

1. 保証委託者が次の各号のいずれかに該当した場合、保証会社は、第4条による代位弁済前であっても、保証委託者に対し、残債務の全部または一部について求償権を行使することができるものとします。

- ①銀行または保証会社に対する債務の一部でも履行を怠ったとき
- ②保全処分、強制執行、競売の申立て、破産手続開始の申立て、特定調停の申立て、民事再生手続開始その他これらに類する申立てがあったとき
- ③租税公課の滞納処分または手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- ④ローン契約または本保証委託契約の条項への重大な違反があるとき
- ⑤その他保証委託者の資力の減少等を理由とした債権保全のため保証会社が必要と認めたとき

2. 保証委託者は、保証会社が前項により求償権を行使する場合には、ローン契約に基づく債務または被保証債務について供託もしくは担保があると否とを問わず、求償に応じ、かつ、保証会社に対し、担保の提供またはローン契約に基づく債務の免責を請求しないものとします。ただし、保証委託者が残債務等に照らして十分な供託をし、または保証会社に対する十分な担保の提供をした場合には、保証委託者は、保証会社からの事前の求償権の行使に応じないことができるものとします。

第7条（弁済の充当順序）

1. 保証委託者が弁済として提供した給付が、本保証委託契約に基づく保証会社に対するすべての債務を消滅させるのに足りない場合、保証委託者の利益を一方的に害しない範囲内において、保証会社が適当と認める順序により充当するものとします。

2. 保証委託者が保証会社に対して複数の債務（本保証委託契約に基づくものであるか否かを問わない）を負担している場合において、保証委託者が弁済として提供した給付が、それらすべての債務を消滅させるのに足りないときは、保証委託者は、充当の順序について保証会社と合意することができるものとします。ただし、保証会社との合意がなく、かつ、保証委託者から充当の指定がない場合は、保証会社が適当と認める順序により充当するものとします。

第8条（保証の解約）

1. ローン契約または本保証委託契約の有効期間内であるか否かを問わず、保証会社が必要と認めた場合、本保証委託契約を解約することができるものとします。
2. 前項により本保証委託契約を解約した場合でも、保証委託者が既にローン契約に基づき借り入れた債務の弁済が終わるまで、当該債務に係る被保証債務は存続するものとします。

第9条（報告及び調査への協力）

1. 保証委託者は、保証会社から保証委託者の財産、職業、地位および保証委託者が経営する会社の経営状況等について報告または調査への協力を求められた場合は、直ちに保証会社へ報告し、資料閲覧等の調査に協力するものとします。
2. 保証委託者は、前項の事項に重大な変動が生じ、または生じるおそれのある場合、直ちに保証会社に通知し、保証会社の指示に従うものとします。
3. 氏名、住所、勤務先等の届出事項に変更があった場合、保証委託者は、直ちに保証会社に届け出るものとします。
4. 保証委託者が前項の届出を怠ったため、保証会社からなされた通知または送付された書類等が延着し、または到着しなかった場合、通常到達すべきときに到着したものとします。
5. 債権保全等の理由で保証会社が必要と認めた場合、保証会社または保証会社が委託する者が、保証委託者の住民票等を取得できるものとします。

第10条（公正証書の作成）

保証委託者は、保証会社の請求があった場合は、直ちに強制執行を受ける旨を記載した求償債務に関する公正証書作成のための一切の手続を行うものとします。

第11条（費用の負担）

保証委託者は、保証会社が債権保全のために要した費用ならびに第4条および第6条によって取得した権利の保全または行使に要した費用を負担するものとします。なお、

当該費用の支払いは保証会社の所定の方法に従うものとします。

第12条(反社会的勢力の排除)

1. 保証委託者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないことおよび次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 保証委託者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを表明し、保証するものとします。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

3. 保証委託者が次の各号のいずれかに該当した場合、保証会社は本保証委託契約を解約することができるものとします。

- ①第1項各号のいずれかに該当することが認められるとき
- ②第1項に基づく表明につき、虚偽の申告を行ったことが判明したとき
- ③前項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき

4. 前項の適用により、保証委託者に損害が生じたとしても、保証委託者は保証会社になんらの請求をしないものとします。また、保証会社に損害が生じた場合、保証委託者がその責任を負うものとします。

第13条(権利義務の譲渡等)

保証会社は、本保証委託契約に基づく権利または義務を第三者に譲り渡しもしくは移転させ、または担保に供することができるものとします。

第14条（管轄裁判所）

本保証委託契約について訴訟および調停の必要が生じた場合、訴額にかかわらず保証会社の本社または営業所所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を管轄裁判所とするものとします。

第15条（本保証委託契約の変更）

次の各号のいずれかに該当する場合、保証会社は、本保証委託契約を変更する旨、変更内容および効力の発生時期を保証会社のホームページで（第2号の場合はあらかじめ）公表するほか、必要があるときには、保証会社が相当と認める方法で周知することにより、本保証委託契約の内容を変更することができるものとします。

①変更内容が保証委託者の一般の利益に適合するとき

②変更内容が本保証委託契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

以 上